

情報学学位プログラム博士前期課程の学位論文審査に関する内規

〔令和2年4月8日〕
制 定
改正 令和2年7月8日
改正 令和3年6月9日
改正 令和3年10月13日
改正 令和4年7月13日
改正 令和4年11月9日

(趣旨)

- 1 情報学学位プログラム博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）における学位論文の審査（最終試験を含む。以下「論文審査等」という。）については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）、筑波大学学位規程（平成16年法人規程第48号）、筑波大学学位論文審査委員会に関する法人細則（平成16年法人細則第21号）、人間総合科学学術院学位論文等審査実施細則（人間総合科学学術院部局細則第4号）、人間総合科学学術院学位論文審査実施等に関する申合せ（令和2年5月22日人間総合科学学術院運営委員会決定）（以下「申合せ」という。）、その他特別の定めがあるもののほか、この内規の定めるところによる。

(論文審査の基準)

- 2 博士前期課程では、学位論文は情報学分野での専門的業務や研究活動を行うのに有用な研究能力を示す論文であることが求められる。

(学位論文の申請要件)

- 3 博士前期課程に在学する学生が論文審査等を受けるためには、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - (1) 博士前期課程に2年以上在学した者又は在学見込みの者。優れた業績を挙げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。早期修了の要件等は別に定める。
 - (2) 博士前期課程の修了要件の科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者
 - (3) 研究指導教員から研究指導を受け、中間発表を行い、学位論文の審査の申請について、主研究指導教員から承諾を得ている者
 - (4) 主指導教員によるコンピテンス達成又は達成見込みの確認を受けた者
 - (5) 学位論文題目届（情一修1）を提出した者

(学位論文の基本的要件)

- 4 学位論文は以下の要件をすべて満たしていなければならない。
 - (1) 学位論文は単著とし、日本語または英語で書かれたものであること。
 - (2) 申請者が独自に行った研究に基づき、学術的な結論が示された論文であること。
 - (3) 参考論文をもとに学位論文を執筆した場合は、申請者の寄与部分を用いたものであること。ここでいう「参考論文」とは、査読制度の有無に関わらず、単著又は主たる著者として雑誌等に掲載または掲載予定（投稿中も含む）の論文である。参考論文の種類は、学術

雑誌論文、国際会議論文、紀要論文、研究会論文等である。共著の場合は共著者全員から使用許諾をとること。

- (4) 自著の参考論文を含め、文献が適切に引用されていること。

(学位論文の申請方法及び提出等)

- 5 論文審査等を受けようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位論文審査願（情一修2）に、次に掲げる書類を添えて、人間総合科学学術院長（以下「学術院長」という。）に審査を願い出る。提出の方法等については別に定める。

- (1) 学位論文
- (2) 学位論文概要（日本語又は英語）
- (3) 論文目録（情一修3）
- (4) 履歴書（情一修4）
- (5) 論文公正に関する確認書（日本語（情一修5）又は英語（情一修5英））
及び根拠書類（iThenticateの出力）
- (6) 倫理審査に関する報告書（情一修6）
- (7) 承諾書（日本語（情一修7）又は英語（情一修7英））
- (8) 学位論文の電子図書館システム（つくばリポジトリ）登録書（附属図書館指定の様式）

(論文審査の体制)

- 6 学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の構成及び任務は、申合せに従って次のように設置する。

- (1) 審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。
- (2) 主査は、情報学学位プログラムの研究指導担当教員とし、学位申請者の主研究指導教員とする。
- (3) 副査のうち1人は、学位申請者の副研究指導教員とする。
- (4) 審査委員会は、論文審査等の各事項について、委員の過半数をもって合否判定を行う。ただし、同数の場合は主査の判断によるものとする。
- (5) 主査は、論文審査等を終了したときは、学位論文審査報告書（審査2-3）、学位論文審査報告確認書（審査3-2）及び学位論文審査等報告書（審査4-3）により学術院長に報告する。
- (6) 審査委員会の主査又は副査にその任務を遂行することができない事由が生じた場合には、審査委員会はその旨を直ちに学術院長、人間総合科学学術院運営委員会及び運営委員会に報告し、運営委員会はこれに対する適切な措置を講じる。

(審査委員会設置日)

- 7 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学学術院学位論文審査等実施細則（人間総合科学学術院部局細則第4号）第7条第3項に規定されているところによる。

(学位審査の方法)

8 論文審査等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 審査委員会は、学位論文の評価項目に基づき合格又は不合格の判断を行う。
- (2) 審査委員会は、公開の学位論文発表会において、学位申請者に発表させるものとし、発表は質疑応答時間を含めて30分程度とする。
- (3) 最終試験は、学位論文を中心に、その関連分野について口述又は筆記により行う。ただし、公開の学位論文発表会をもって、口述試験に代えることができる。

(学位論文の評価項目)

9 学位論文の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 研究テーマの意義
- (2) 先行研究の把握と理解
- (3) 研究方法の妥当性
- (4) 結論とそれに至る論理の妥当性
- (5) 体裁・構成の適切さ
- (6) 文献・資料の適切な引用

(学位論文の評価基準)

10 前項の評価項目すべてが妥当もしくは達成されたと認められる学位申請論文を、最終試験を経た上で、学位論文として合格とする。

附 記

この内規は、令和2年4月8日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 記

この内規は、令和2年7月8日から実施し、同年7月1日から適用する。

附 記

この内規は、令和3年6月9日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 記

この内規は、令和3年10月13日から実施し、同年10月13日から適用する。

情報学学位プログラム学位論文（修士）審査基準（令和2年4月8日制定）は、廃止する。

附 記

この内規は、令和4年7月13日から実施し、同年7月13日から適用する。

附 記

この内規は、令和4年11月9日から実施し、同年11月9日から適用する。